

中医協 診－2－1
1 8 . 7 . 2 6

入院時生活療養費の額の算定に関する基準等について（案）

1 入院時生活療養の基準額について

[基本的な考え方]

- 食事が3食提供された場合の入院時生活療養の基準額は、入院時食事療養の基準額に、療養病床における入院料の光熱水費相当分を加えて設定する。
- 食事が3食提供されない場合の基準額の設定に当たっては、光熱水費に係る基準額を基本として、食材料費、調理費及び栄養管理費等を3等分して設定する。

<案>

| 1日の食事数 | 0食 | 1食 | 2食 | 3食 |
|------------|------|------|--------|--------|
| 入院時生活療養（Ⅰ） | 398円 | 952円 | 1,506円 | 2,060円 |
| 入院時生活療養（Ⅱ） | 398円 | 818円 | 1,238円 | 1,658円 |

<参考>

| 1日の食事数 | 0食 | 1食 | 2食 | 3食 |
|------------|----|------|--------|--------|
| 入院時食事療養（Ⅰ） | 0円 | 640円 | 1,280円 | 1,920円 |
| 入院時食事療養（Ⅱ） | 0円 | 506円 | 1,012円 | 1,518円 |

2 療養病床に係る入院料の見直し

[基本的な考え方]

- 入院時生活療養費が支給される場合については、療養病棟に係る入院料について、入院時生活療養の基準額に加えられることとなる光熱水費相当分を減額して設定する。

<見直し案>

・療養病棟入院基本料

| | | | |
|------------|-------|---------|---------|
| A D L 区分 3 | 871 点 | 1,330 点 | 1,726 点 |
| A D L 区分 2 | 750 点 | 1,330 点 | 1,726 点 |
| A D L 区分 1 | 750 点 | 1,206 点 | 1,726 点 |

医療区分 1 医療区分 2 医療区分 3
特別入院基本料 549 点

← A D L 区分 3
A D L 区分 2
A D L 区分 1

<現行>

| | | | |
|--------|-------|---------|---------|
| 医療区分 1 | 885 点 | 1,344 点 | 1,740 点 |
| 医療区分 2 | 764 点 | 1,344 点 | 1,740 点 |
| 医療区分 3 | 764 点 | 1,220 点 | 1,740 点 |

医療区分 1 医療区分 2 医療区分 3
特別入院基本料 563 点

・有床診療所療養病床入院基本料

| | | | |
|------------|-------|-------|-------|
| A D L 区分 3 | 588 点 | 857 点 | 961 点 |
| A D L 区分 2 | 506 点 | 857 点 | 961 点 |
| A D L 区分 1 | 506 点 | 750 点 | 961 点 |

医療区分 1 医療区分 2 医療区分 3
特別入院基本料 436 点

← A D L 区分 3
A D L 区分 2
A D L 区分 1

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 医療区分 1 | 602 点 | 871 点 | 975 点 |
| 医療区分 2 | 520 点 | 871 点 | 975 点 |
| 医療区分 3 | 520 点 | 764 点 | 975 点 |

医療区分 1 医療区分 2 医療区分 3
特別入院基本料 450 点

- その他、回復期リハビリテーション病棟入院料等についても同様の見直しを行う。

3 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正

【主な改正内容】

- ・保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）（抄）

| 入院時生活療養関係（案） | 入院時食事療養関係 |
|--|--|
| <p>（生活療養）</p> <p>第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対して<u>生活療養</u>を行うに当たつては、病状に応じて適切に行わなければならぬとともに、その提供する食事の内容の向上及び温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。</p> <p>2 保険医療機関は、<u>生活療養</u>を行う場合には、次項に規定する場合を除き、標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するものとする。</p> <p>3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて<u>生活療養</u>を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。</p> <p>4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。</p> | <p>（食事療養）</p> <p>第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行わなければならぬとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。</p> <p>2 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、標準負担額の支払を受けることにより食事を提供するものとする。</p> <p>3 保険医療機関は、第五条第二項又は前条第二項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。</p> <p>4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。</p> |